

令和2年5月1日

埼玉県内の裁判所を利用される皆様へ

さいたま地方裁判所

さいたま家庭裁判所

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消等について」（お知らせ）

現在の諸状況を踏まえ、埼玉県内の裁判所において、5月7日から同月15日までの間に実施される予定であった期日のうち、以下の事件については、下記のとおり取り扱われます。

記

●民事事件及び行政事件について

次の事件を除いて期日指定が取り消されます。新たな期日については、指定され次第、担当部（係）から連絡があります。御不明の点があれば、担当部等にお問い合わせください。

- ・ 民事保全事件（行政事件の仮の救済手続を含む。）
- ・ ドメスティックバイオレンス事件
- ・ 人身保護事件
- ・ 民事執行事件のうち特に緊急性のあるもの
- ・ 倒産事件のうち特に緊急性のあるもの

●家事事件について

調停事件、審判事件等期日が指定されている事件については、次の事件を除き、指定期日が取り消されます。人事訴訟事件についても、期日指定がされている事件

については、指定期日を取り消されます。新たな期日については、指定され次第、担当部等から連絡があります。御不明の点があれば、担当部等にお問い合わせください。

- ・ 児童福祉法上の一時保護事件， 審判前の保全事件等急を要する事件
- ・ ハーグ条約実施法に基づく子の返還申立て事件
- ・ 子の監護に関する事件で， 特に急を要する事件

また、本庁において行っている「子の氏の変更許可申立事件」の即日審判手続（申立ての当日に審判をする手続）は、当面、実施を見合わせます。

#### ●少年事件について

原則として審判期日は取り消されますが、観護措置が取られている事件のほか、特に急を要する事件については、審判期日を開く場合があります。御不明の点があれば、担当部等にお問合せください。

なお、裁判所に提出される文書の受付業務は継続しておりますし、郵送により提出された文書も受け付けています。

御理解御協力のほどよろしくお願いいたします。